

議会活性化に向けた改革課題について

はじめに——「議会不信論」にどう対応するか

- 議会選挙の投票率の低迷
- 議会は「十分に開かれた」ものになっているのか、住民に関心をもたれているのか。
住民からみると、議会は何をしているのか見えないし、議員は何をしているのかわからない。
- 議会内閣制など新たな自治体組織制度の提案は、議会の現状について消極的評価を前提としているようである。

議会活性化について、議会内でなしうる取組(通常いわれる「議会活性化」)に関わる課題とともに、議会が住民とどう連携して議会の活性化に結びつけるのかという課題についても扱うことにする。

1「名古屋(市会)問題」から得るもの

- 2010年春から夏に行なわれた名古屋市の意見交換会(「市民の意見を聞く会」)における(市民の議会に対する印象を含めた)「市民の声」から…

「市民相手にものをいってほしい」「議会から積極的に発信してほしい」

「市民と情報を共有して市民の参加の場を設けてほしい」

⇒要するに、市民から「乖離」した旧来的な議会であったといえる

||

議会への住民参加の必要性 (VS 大規模自治体議会における参加の難しさ)

- 名古屋市会は改革についてどんなことをやったのか。
政策に関する議員提案条例は対立がおこるまで制定なし。その後、いわゆる事業仕分け条例を制定(4号再議に)。
議会基本条例の制定。基本計画を議決事件に追加(基本計画の修正について4号再議に)。
⇒なぜ、市民からの共感が得られなかったのか。

2議会改革の現状

(1)制度改革の状況

①地方自治法2011年改正関係

議員定数上限の撤廃、自治法96条2項の議決事項の追加の範囲に法定受託事務を加わえた。

②自治法改正案(国会未提出)

- i 会期—条例により通年の会期を選択できることにする（通年会期とした場合、会議を開く定例日を条例で定めることとし、長は、随時、会議の開催を請求できることにする）
- ii 議長に臨時会招集権を付与（臨時会招集請求に長が応じないとき）
- iii 委員会の委員の選任等の事項を（法定事項から）条例事項とする。本会議での参考人招致・公聴会開催を可能に
- iv 一般再議（1号再議）の対象を条例・予算以外の議決事件に拡大する
- v 専決処分—副市町村長選任同意は専決処分から外す

(2) 議会の自主的改革の状況

- ・ 議会基本条例の制定動向

制定数は全市町村の1割

制定の意義：改革の成果をまとめるというだけでなく、当該議会の果たすべき役割を明示し、それをどう実現していくのかを明確に住民に示すことである（内容実現は住民との「約束」）

- ・ 改革の比重が「議会機能や議会審議の活性化」から「議会と住民との関係づくり」に移行（例えば、議会説明会の実施の増加）

(3) 「議会と住民との連携構築（＝議会に対する住民の参画）」の取組

① 議会の公開や議会からの情報発信の例

- i 委員会及びその他の会議の公開、傍聴者への資料配布
- ii 委員会の記録の公開
- iii 議案に対する議員の賛否の公開
- iv 議会審議の動画記録の配信

② 議会活動への住民参加の例

- i 公聴会の開催
- ii 請願審査での請願者等の参考人招致
- iii 議会モニター（住民に議会の様々な会議に出席してもらい意見も言ってもらう）

③ 市民との情報共有

- i 議会報告会、出前議会
- ii 意見交換会

3 議会活性化について

議会は、その仕組を十分に活用せず、自らの持っている力を十分に発揮していないのではないかと→議会活性化の必要性

(1) 議会審議の活性化

- ・ 執行部局側が対等な立場での活発な討議に関わるために「反問権」を認める
- cf. 議会基本条例のなかには「論点を明確にするために反問をすることができる」として、反問権を制約（？）するような動きもみられる。

- ・ 参考人招致や公聴会などを通じた議会審議への住民参加の確保
- ・ 議員間討議の確保→議員間で議案における賛否の論点を深め、表決に至るようにする

(2) 議決事件の追加 (地自 96 条 2 項)

例) 基本計画等の重要な行政計画の策定・改廃を議決事件にする

(3) 議会の政策力をアップする——政策立案機能の強化

政策立案として、①政策提言②議員政策提案条例の制定——が挙げられる。①と②について、二つの立場がある。

(ア) 議会の政策立案は、スタッフの不足や予算の問題を考えると、政策提言にとどめるか (条例提案は執行部局側に委ねる)、せいぜい理念条例にとどめるべきである、とする。

(イ) 議員政策提案条例を積極的に行い、議員の政策能力を高めるべきである、とする。

これには、『予算を伴う条例案の提出は議会側ができない』という古い通念を払拭するという意味がある。現実には、予算を伴う議員提案条例は執行部局側の反対に会うことが予想される。しかし、その執行にかかる予算を議会側がある程度示して調整を図り、仮に調整が整わなくても当該条例案を提出すべきであると思われる。

4「議会と住民との連携構築」について

4-1 議会と住民との連携構築における課題

(1) 議会における住民参加の難しさ

- ・ 住民との連携の構築もそれだけ議論しても意味がない。他の改革と連動してくる。例えば、議会報告会をいつ実施することは、会期をどうするかの問題と切り離せない。
- ・ 「住民参加」は首長サイドの専売特許と考えられてきた。議会として取組が遅く、議員にもその必要性の認識が少なかった (議会活動・意思決定過程に住民の意思を直接反映させることへの抵抗感)。
- ・ 議員個人や会派としてではなく (民意の吸収を後援会や政党のみに依存するのではなく)、「議会全体として」住民に接するためには、議会内の相当な議論と共通認識が必要

(2) 住民が議会に望んでいることを把握する

- ・ 住民が何を望んでいるのか、議会自身がそれを知ろうとしているのか (アンケートなどの実施)。
- ・ より一層の公開→議会が有する情報の公開、政調費など
- ・ 議会は住民の知りたい情報を提供しているのか (議会自体の情報だけでなく執行機関が提供しない情報)

4-2 議会と住民との連携構築にどう取り組むべきか

(1) 取組のポイント

- ① 議会に関心を持ってもらえること
- ② 効果的な広報広聴制度の工夫 (③との関連を意識した)
- ③ 住民要望を可能な限り政策提言・立案へつなぐこと

(2) 広報広聴制度の工夫

- ・意見交換会ではテーマの選定、対象者をどうするか。一般住民との意見交換も重要だが、団体等とのテーマを絞った意見交換も重要であろう。
- ・議会報告会でもテーマの選定が重要か。
報告会のセッティングの難しさ（いつやるか、どのテーマでやるか、議員の選定など）
- ・意見交換会において議会モニターにも何らかの役割を果たしてもらおう
- ・議会だよりを活用した市民の意見募集

(3)住民要望の扱い方

- ・議会に持っていけば(執行部局に持っていてもダメであったことが)、要望が実現するという「成功体験」を住民に与えることができるかどうか。できなければ、結局執行部局にいった方がいい、ということになってしまう ((1)の①)。
- ・議会説明会等で得られた意見や要望のなかで(従ってすべてではない)、議会で審議しそれを議会として政策化できるか。できなければ、議会は単なる「執行部局の窓口」にすぎないといえる。

終わりに——政令市議会の改革の困難性？

- 概して、政令市議会は、議員の多さや党派対立から改革の合意や進展が遅れているとされている。改革の必要性は各議員が共通認識を持っているけれど、その温度差が大きい。
- 住民との連携構築は、大規模自治体議会においては容易ではないし妙案もない。それゆえに、試行錯誤しながら一つでも取組をすすめるしかない。
- 住民の議会参加が進まない根底には、依然として、支持者の要望を吸い上げていくのが議員・会派の任務とであるとの意識があるのか。